



No.8 発行 2012年9月
 発行人：「生業を返せ、
 地域を返せ！」福島原発
 事故被害弁護士団
 TEL：03-3379-6770

東京電力の賠償基準の問題点と7弁護士団の考え方

弁護士 秋元理匡

東京電力は7月24日に損害賠償基準を発表しました。これは、7月20日に経済産業省の資源エネルギー庁が発表した考え方をベースにしています。東京電力の基準は、財物損害の考え方を示し、それに慰謝料や休業損害などを加えるというものです。

東京電力は、まず、帰還困難区域について、宅地の賠償額は固定資産税評価額の1.43倍であるとし、建物は固定資産税評価額に建物係数を掛けるか、国土交通省のアンケート結果に基づいた単価に床面積を掛けるか、個別算定するかいずれかの方法によるとしています。家財については家族構成ごとの算定表を作っています。

東京電力の基準は、宅地は事故前の時価、建物は事故前の建築価格に経年減価（建築後の価値の低下）を考慮したものです。そのため、建ててから48年以上経った建物は建築価格の2割しか賠償されません。しかも、居住制限区域や避難指示解除準備区域では、避難指示解除までの期間に応じて更に賠償額が減らされます。

東京電力はこれに慰謝料や休業損害を加えるというのですが、一人月10~12万円の慰謝料が少なすぎることにについては既にたくさんの批判があります。そのような基準を残したまま、まとめて賠償額を支払って幕引きしようというのが「包括請求方式」です。

政府は昨年12月16日に福島第一原発が冷温停止状態に入ったと宣言し、警戒区域を再編して、賠償額をできるだけ少なくするように仕組んでいます。この「包括請求方式」は政府と東電が一体となって仕組んだ「手切れ金」です。

しかし、このような賠償額では生活再建はままならないことが多いと思われます。避難させられた方たちは、生活基盤を根こそぎ奪われたのです。生活再建を可能にする賠償を要求するのは正当なことです。

原発事故被害者を救済するため多くの弁護士団が結成されましたが、その弁護士団がともに研究を重ね考え出したのが「居住用不動産賠償に関する弁護士団の基本方針」で、9月3日に当弁護士団を含む7つの弁護士団が連名で発表しました。注文住宅を購入する場合に組まれる住宅ローンの金額に着目しました。そして、避難先の地域は全国に及んでいることから、住宅ローンの金額の全国平均をとることにしました。そのような考え方から、宅地13,688,000円、建物22,380,000円を標準賠償額としたうえで、案件ごとの個別に考慮するというものです。

これは、生活基盤を奪われた被害者が、生活基盤を回復することができるような賠償を受けられるべきであるという考えに基づいています。そして、東京電力は、営利事業を行いながら原発事故を起こしたのですから、自らが加害者であることを自覚し被害の完全賠償を果たす責任があります。

【 最近の動き 】

東電や国の動向	弁護士団の取り組み
9月01日 紛争解決センター、和解成立は申立件数の7分の1	9月03日 福島・県北の会、東電に対し、第二次直接請求。86世帯、2億1415万円（福島市）
9月03日 政府、紛争解決センター増員へ。仲介委員150人から200人、調査官43人から61人	9月03日 7原発弁護士団、居住用不動産に関する賠償基準の考え方公表
9月05日 東電、福島・県北の会が一斉提出した請求書を返送	9月06日 全国商工団体連合会と集団訴訟について懇談（東京）
9月07日 議員有志による「脱原発基本法」が国会へ提出	9月08日 責任論検討会（東京）
9月18日 東電、沖縄避難者の会の説明会開催要求に対し、避難等対象区域内の避難者に限定	9月10日 新日本婦人の会と集団訴訟について懇談（東京）
9月23日 国、自治体、「仮の町」構想について初協議	9月14日 郡山の農家、東電に対し第三回直接集団交渉（郡山市）
9月27日 東電、5回目の個人・法人賠償手続受付開始	9月13日 弁護士会議（東京）
	9月21日 全国労働組合総連合、全日本民主医療機関連合会、農民運動全国連合会と集団訴訟について懇談（東京）
	9月23日 原発弁護士団全体会議（東京）
	9月29日 損害論合同検討会（東京）

**キーワード解説【事故調のトピックス】
4事故調のトピックス【2012.9】**

今年7月23日、政府の事故調査・検証委員会（政府事故調）が最終報告をまとめ、「政府事故調」、「国会事故調」、「民間事故調」、「東電事故調」の4報告が出そろいました。これら事故調は、その名のとおり福島第一原発事故の原因などを究明するために設置された機関です。

いずれの事故調の報告も、現地調査を踏まえた事故原因の究明が課題として残っていること、事故防止策や事故発生時の危機対策に様々な問題があったこと等の指摘は共通しています。一方で、見解に相違がみられた主な点として、次のようなものが挙げられます。

○事故の原因

原子炉建屋内の配管などが津波ではなく地震の揺れで壊れたかについて、政府事故調は、「地震による深刻な配管破断の可能性はない」との立場で、民間事故調、東電事故調もほぼ同様の見解を示しました。つまり、事故は「津波のせい」という結論です。

これに対して、国会事故調は、「損傷を否定するだけの十分なデータや根拠はない」と強い疑念を示して注目されています。国会事故調が損傷を疑ったのは、福島第一原発の耐震補強工事が進んでいなかったことに加え、冷却水漏れの可能性を疑ったとする運転員の証言などが理由です。そして、国会事故調は事故の根源的原因として、原子力安全についての監視・監督機能が崩壊していた点を挙げ、「今回の事故は『自然災害』ではなくあきらかに『人災』である」と結論付けています。

○現場の初動

電源を喪失した後の原子炉を冷却する東電の対応について、東電事故調は、「初期対応に問題はなかった」、「厳しい状況で最善の対応を尽くした」と強調します。

しかし、政府事故調は、1号機の非常用復水器を手動停止したにもかかわらず動いていると誤認し、注水が中断したことや、2号機の冷却装置を信頼しすぎて減圧や別の注水手段の準備が遅れたことなどを指摘し、初動対応を批判しています。

国会事故調は、この点に踏み込んでいませんが、十分な事前対策のないまま全電源喪失した状態では運転員の判断や操作の是非を問うことはできないとの立場で、そもそも事前準備を怠った東電の体質を大きく問題視しています。

○SPEEDIの活用

放射性物質の拡散を予測するシステムであるSPEEDI（スピーディ）に関して、国会事故調は、元々予測の確度は低い、電源喪失で原子炉の情報得られず、いつそう不確実となったとして、活用できなかったと結論付けました。一方、政府事故調は、「有用だったのに避難に活用しなかった」、「民間事故調も、「多額の予算を投じて開発したスピーディは結局、住民の安心を買う『見せ玉』で、宝の持ち腐れに終わった」と断じました。

ここで挙げたものは一部であり、他にも多々見解の相違は見られます。これらを解明するために、さらなる調査を継続して行うべきことは当然なのですが、現在判明している事実だけでも、国と東電に事故の責任があることは明白です。現在弁護士団では、来るべき集団訴訟に備え、これら事故調の分析を進めています。この事故の原因をあやふやなままに終わらせるわけにはいきません。徹底的に国と東電の責任を追及しましょう！

（弁護士・三浦佑哉）

怒りの東電本社交渉 ～埼玉県商連・茨城県商連～

本年8月20日、全国商工団体連合会（全商連）の主催によって、今回の福島第一原発事故被害について、埼玉県商工団体連合会（埼玉県商連）と茨城県商工団体連合会（茨城県商連）の会員さんたちの要求を東京電力（東電）本社で直接訴え交渉しました。全商連の要請により、当弁護団から中瀬弁護士と私が同席しました。

<埼玉県商連の要請から>

まず、ゴルフ客送迎バスの運行業を営む会員さんの請求に対して、東電は、「支払いの対象とはならない」と請求自体を受け付けないという態度をとり、一度受領した請求書と添付資料類を返却してきました。これは、何度も東電本社で改善を求めてきた問題で、その度に東電側は「検討する」、「伝える」と回答していました。にもかかわらず、毎回改善されず、再度「検討する」という回答に終始しました。同じことの繰り返しにならないように、今回の交渉の場で請求書類を本社担当者に手渡しました。



中国人観光客を対象とするバス運送事業を営んでいる会員さんの請求については、「請求窓口担当者の求める資料を提出しており、存在しないものについても代替資料を出している。取引先にも書面を作ってもらい提出した。なぜこれが認められないのか。」と説明を求めました。これに対して、東電側は「これまで出された書類を検討して文書で回答する」との返答に終わりました。

原発事故など想定しておらず、しかも口約束で契約する慣習の業者もあり、証拠が不十分なのは当然なのに厳密な証拠を要求したり、それでも一生懸命かき集めた証拠を信用しなかったり、被害者に対しそもそも請求を受け付けないなどに見られる東電の姿勢は、加害者としての立場を全く自覚していないことを示すものです。会場は、東電に対する怒りの声でいっぱいになりました。



<茨城県商連の要請から>

ゴルフ場のロストボールを扱っている会員さんが、放射線測定器を購入した代金を損害として賠償請求している件について、相当因果関係が認められないとして賠償を拒否されたことに対し、「お客さんに検査して安全であることを伝えなければ買ってもらえないのに、検査費用として認められないのはおかしい。口頭では認めると言われたのに、回答が違う」と抗議しました。これに対して、東電は、審査担当にきちんと伝えておくとの回答しかできませんでした。



精肉の卸売業者の方の請求に対しても、継続的な取引先に売れなくなってしまったのに、中間指針（※弁護団だより第4号を参照）を狭く限定的に解釈して、同じブランドの肉を扱う業者が他にいるというだけで請求を認めないという態度でした。

<全体を通して>

これまで何度も直接交渉してきたのに、東電側では交渉担当者が変わった際に引き継ぎがきちんとされておらず、ほぼ全ての要請について一から説明し直し、いつもと同じ「検討する」という回答でした。請求に対する実質的な判断がされない、そもそも判断する権限のある人物を交渉に出さないのです。

また、各県商連を交渉の窓口とせず、会員個人と直接やりとりをしようとする対応も見逃せません。集団による請求や交渉を拒み、被害者同士を分断させる意図を感じます。

今回の交渉では、期限を区切って全ての要請について文書で回答することを約束させました。しかし、期限通り回答が来ましたが、全ての請求について賠償をしないという内容でした。

真の被害回復のため、二度と同じ被害を出さないために、たくさんの方が一緒に声を上げることが必要です。相手の思うつぼにならないためにも、今後も“みんなして”東電や国への怒りの声をさらに大きく強めていきましょう！

（弁護士・青龍美和子）

弁護団員の紹介（斉藤耕平弁護士編）

埼玉東部法律事務所の根本明子と申します。今回は、同じ事務所の先輩弁護士である斉藤耕平弁護士のご紹介をいたします。

斉藤弁護士を一言で表現するなら、「なんでもできる弁護士」です。

日々の業務として、離婚事件、不動産事件、破産事件などなど、様々な種類の事件について、相談にのり、裁判の対応をしています。刑事事件も多数担当し、現在は2件の裁判員裁判で弁護人を務めています。

また、自由法曹団という法律家団体の事務局次長としても活躍しています。自由法曹団は、生業弁護団所属の弁護士も多数所属する法律家団体であり、様々な社会問題・人権課題に取り組んでいます。斉藤弁護士は、主に労働問題、貧困問題、裁判員制度見直しの問題などに取り組み、斉藤弁護士が執筆した記事が新聞に載ったこともあります。

更に、日弁連の債権法（民法）改正を検討する委員会にも所属して、弁護士間の民法改正の議論に参加していますし、埼玉弁護士会では、昨年出版された「相隣関係をめぐる法律と実務」という本の執筆にも携わりました。

そんな斉藤弁護士ですが、私生活では、妻と2人の子を愛するお父さんであり、事務所では「家族サービスで自分の時間がとれない。」などと嬉しい愚痴をこぼしています。また、漫画、おやつ、AKB48が好きという親しみやすい面もあれば、学生のころからドラムを叩き、ジャズの知識にも長けているという芸術的な面もあります。

業務においても、私生活においても、マルチな魅力がある斉藤弁護士ですから、やっぱり「なんでもできる弁護士」という表現がぴったりだと思います。来月には自由法曹団事務局次長の任期が終了するので、これまでそこに費やしてきたパワーを今後どこに向けるのが注目です。

（弁護士・根本明子）



☆フェイスブックとツイッターでも弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧ください。

facebook <http://facebook.gwbg.ws/nariwai>

Twitter @NARIWAIbengodan（なりわい弁護団）

※ 題字「みんなして」は、斉藤耕平弁護士の筆によるものです。